

# 刑務所出所者等に対する福祉・医療的支援の充実・強化等について

平成27年2月19日  
犯罪対策閣僚会議  
再犯防止対策WT幹事会  
福祉・医療的支援TF  
申合せ

## 第1 薬物依存のある刑務所出所者等に対する地域支援体制の構築

### 1 現状認識

薬物依存の問題を抱える者に関しては、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月閣議決定）や「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定）において、関係機関や団体が緊密に連携してその社会復帰を支援していく方針が示されているところ、今般、法務省保護局に設置された外部有識者による検討会（薬物地域支援研究会）は、薬物依存のある刑務所出所者等に対する地域の支援体制がまだまだ極めて不十分であることを指摘した上で、今後、刑事司法機関、地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体とが一体となって支援の充実に取り組むことの必要性を提言した。

現に、平成25年における検挙人員中再犯者の占める割合は、一般刑法犯の再犯者の割合が46.7%であるのに対して、薬物事犯者の大半を占める覚せい剤事犯者は63.8%であり、また、刑務所出所後5年以内の累積再入率は、出所者全体では39.5%であるのに対して、覚せい剤事犯者は49.8%であるなど、薬物依存のある刑務所出所者については、再犯の問題がひとときわ深刻であるといえる。

近年、一部の関係機関や民間支援団体の努力等もあって、徐々に薬物依存の問題を抱える者への支援の充実が図られるようになってきているが、依然として、以下のような課題が見受けられる。

いわゆる危険ドラッグを含めた薬物乱用が大きな社会問題となっていること、そして薬物依存のある刑務所出所者に対する処遇の充実を前提とした刑の一部の執行猶予制度の施行を目前に控えていること等にも鑑みれば、これまで以上に関係省庁が緊密に連携し、支援の更なる充実強化を図ることが必要である。

#### (1) 医療・専門的支援に係る課題

薬物依存に関する治療や専門的支援を行う医療・保健・福祉機関の数が不足しているほか、支援を実施している機関においても体制上の制約等から必ずしも必要かつ十分な支援が実施できない場合があるなど、薬物依存の問題

を抱える者が身近な機関等で支援を受けられる環境整備が立ち後れている。

## (2) 生活基盤に係る課題

薬物依存の問題を抱える者の中で出所後に帰るべき住居がない者が多数に上る一方で、受皿となる施設の絶対数が不足しており、かつ定員の大幅な増加も見込めない。また、出所直後等、関係機関による支援に空白期間が生じる場合もある。

## (3) 家族支援に係る課題

家族支援を積極的に行う機関や団体の数がいまだ十分でなく、家族が具体的な支援機関を知らないこと等により支援に結び付かない場合もある。また、薬物依存の問題を抱える本人に対する支援を行う機関等とその家族に対する支援を行う機関等との間で連携が十分に行われていない場合がある。

## (4) 人材育成に係る課題

薬物依存の問題を抱える者に対する支援を担うべき医療・保健・福祉機関において、薬物依存に関する専門的な知識や技能を持つ人材が少ない。また、医療・保健・福祉従事者の育成の過程において、薬物依存の問題を抱える者への支援に関する教育内容は少なく、研修の機会も限られている。

## (5) 地域連携に係る課題

関係機関間で相互の役割分担に係る認識が共有されていないことなどにより、必ずしも円滑かつ効果的な連携がなされているとはいえず、地域ごとの差も大きい。また、刑事司法機関による関与が終了した後に、引き続き地域の適当な機関等から支援を受けられる仕組みとなっていない。

## 2 対策

法務省、厚生労働省及び警察庁が以下の具体的取組を講ずることにより、薬物依存のある刑務所出所者等（以下「薬物依存者」という。）に対して必要な福祉・医療的支援がシームレスに提供される連携体制を構築し、これらの者の再犯防止及び社会復帰を推進する。

### (1) 各関係機関における支援体制の充実について

薬物依存者に対する支援を行うに当たり、これらの者の住居の確保や、支援を実施する機関及び人材の確保等が不可欠であることから、次の事項について、所要の措置を講ずることとする。

ア 法務省は、薬物依存に関する外部専門家の活用を一層積極的に進めるとともに、薬物依存者に対する指導の充実、帰るべき場所がないまま刑務所等から社会に戻る薬物依存者等の受皿となる薬物処遇重点実施更生保護施設（注1）の充実を図ること。

イ 厚生労働省は、医療機関や精神保健福祉センターにおける治療・回復プ

プログラムの普及を推進するとともに、これらの機関や保健所による薬物依存症患者及びその家族に対する支援体制の整備を図ること。

- ウ 法務省及び厚生労働省は、関係機関等に対して、薬物依存に関する知識や技能の向上に資する研修の充実に努め、関係機関等による一層の支援を図ること。

(注1) 更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、帰るべき場所がない刑務所出所者等を一定の期間宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行い、その円滑な社会復帰を助ける民間の施設である。薬物処遇重点実施更生保護施設は、その中でも薬物依存者に対して規制薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた処遇を実施するなどしてその立ち直りを助ける施設であって、法務大臣により指定される。

## (2) 関係機関同士の連携体制の確立について

薬物依存者の立ち直りには、これらの者が身近な機関等から適切な支援を継続的に受けられることが重要であり、そのためには単一の機関等が支援を担うのではなく、地域の関係機関の連携体制を確立することが不可欠であることから、次の事項について、所要の措置を講ずることとする。

- ア 法務省は、刑事施設等と更生保護官署における処遇情報等の引継ぎ、実務者同士の連絡協議等を一層積極的に行い、施設内処遇と社会内処遇を切れ目なく実施すること。
- イ 厚生労働省は、依存症治療の拠点となる医療機関を中心に、地域における連携体制モデルを構築すること。
- ウ 法務省及び厚生労働省は、精神障害が認められる薬物依存者について、他の精神障害者と同様に、必要に応じて特別調整(注2)の対象者として適切に選定されるよう配慮すること。
- エ 法務省及び厚生労働省は、保護観察所や医療・保健・福祉機関による薬物依存者への支援が円滑かつ効果的になされるよう、連携の指針となるガイドラインを定め、関係機関に周知すること。
- オ 法務省、厚生労働省及び警察庁は、薬物依存者の社会復帰に関連する地域の社会資源の把握に努め、薬物依存者又はその家族等に対して必要な情報を適切に提供すること。

(注2) 高齢又は障害により自立困難で住居もない受刑者等について、刑務所等、保護観察所及び地域生活定着支援センターが連携し、社会福祉施設等への入所など、釈放後に必要な福祉サービスを受けることができるようにする特別の生活環境の調整手続である。

### (3) 薬物依存に関する理解促進のための取組の推進について

薬物依存者の立ち直りを地域で支援していくためには、薬物依存者の立ち直り支援に関する理解が社会全体に幅広く浸透することが必要であることから、次の事項について、所要の措置を講ずることとする。

ア 法務省は、医療・保健・福祉従事者の全国会議や関係学術会議等の機会を積極的に活用し、薬物依存者の立ち直り支援に関する説明、協力依頼等を実施すること。

イ 厚生労働省は、薬物依存症に関する普及啓発を一層積極的に実施するとともに、精神保健福祉センター、保健所等においても、薬物依存に関する地域住民の理解が進むよう十分に配慮すること。

ウ 法務省、厚生労働省及び警察庁は、薬物の摘発・取締りの強化とともに、薬物依存者の立ち直り支援の強化が重要であることを十分認識した上で、薬物対策の推進に当たること。

## 第2 高齢・障害により自立困難な者に対する関係機関の支援の充実強化

### 1 現状認識

「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)や「世界一安全な日本」創造戦略」において、再犯防止に向けた対象者の特性に応じた指導及び支援の強化策として、高齢者又は障害者に対する取組の推進が求められているところ、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者等については、平成21年4月から、法務省と厚生労働省との連携により、釈放後速やかに福祉サービスを受けることができるようにするため、特別調整などの取組を行い、その円滑な社会復帰を図っているところである。

特別調整については、平成24年3月に全都道府県に地域生活定着支援センターが設置されたことに伴い、支援対象者は年々増加しており、平成25年度においては、特別調整が終結した人員は637名であり、特別調整の結果、福祉施設等につながった人員は419名であるなど、一定の成果を挙げていると考えられるが、今般、法務省矯正局が実施した特別調査の結果によれば、以下のような課題から、平成25年において、600名程度の者が福祉的支援を要するものの特別調整の対象者に選定されず、また、刑事施設が実施する福祉的支援の対象ともならず適当な帰住先が確保されないまま釈放されていると考えられることから、これまで以上に関係省庁が緊密に連携し、支援の更なる充実強化を図る必要がある。

#### (1) 特別調整に係る課題

特別調整の手続において、調整に当たる各機関の職員体制、専門的知識、

各機関相互の連携が不十分であること等から、対象者の選定に時間を要したり、特別調整対象者の選定に当たって、優先順位を付けざるを得ない状況にある。

## (2) 特別調整対象者以外の福祉的支援が必要な者に係る課題

刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）が独自に福祉的支援を実施して、帰住先を確保しようとする際に、地方公共団体等との連携が十分ではないため、帰住先の確保に困難を生じる場合がある。

## 2 対策

法務省及び厚生労働省が連携して以下の具体的取組を講ずることにより、高齢又は障害を有し、出所後自立が困難な刑務所出所者等を1人でも多く、確実に福祉的支援につなげるよう支援体制の充実・強化等を図る。

### (1) 各関係機関における体制整備の推進等について

刑事施設等においては、その収容規模、収容する受刑者等の特性等により、特別調整が必要な者の数に差があり、また、同一都道府県内に所在する刑事施設等の数、帰住を希望する者の数等の要因により、特別調整対象者に選定される受刑者等の人数に地域差が生じている。

そこで、各関係機関における業務の量及び困難性に応じた体制整備を推進するため、次の事項について、それぞれの組織の実情等を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。

**ア** 法務省は、特別調整の候補者を確実に把握できるよう、刑事施設等における福祉専門官や社会福祉士の配置の充実に努めるほか、保護観察所において、一層円滑な調整を推進するため、特別調整を担う保護観察官の体制の充実に努めること。

**イ** 厚生労働省は、各地域生活定着支援センターの業務量を踏まえ職員体制を見直す等により、効率的な事業の推進を図ること。

**ウ** 法務省及び厚生労働省は、刑事施設等、保護観察所、地域生活定着支援センター及び地域の関係機関が相互に連携を図ることができるよう、情報共有の在り方、刑事施設等における面接等の便宜などの連絡体制を整備すること。

**エ** 法務省は、刑事施設等から出所した後の特別調整対象者の支援について、地方公共団体、地域生活定着支援センター及び民間福祉団体等に対して、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第131条に基づく専門的知識及び技術を用いて援助を行うことができることについて周知し、同援助を円滑に実施するための体制の充実に努めること。

## (2) 関係機関における情報共有のための仕組みの構築等について

各都道府県の実情は様々であるものの、特別調整においては都道府県の圏域を超えた調整を行うこともあることから、対象者の選定方法を始めとする特別調整事務については、可能な限り効率化及び積極化を図るとともに、関係機関において実務の実情を把握し、情報を共有することが重要である。

そこで、次の事項について、それぞれの組織の実情等を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。

ア 法務省及び厚生労働省は、刑事施設等、保護観察所及び地域生活定着支援センターが、それぞれの対象者選定に関する考え方及び事務運用の実態を共有するとともに、各地域に特有の事情についても、関係機関が情報を共有する仕組みの構築を図ること。

イ 法務省及び厚生労働省は、特別調整事務が効率的かつ積極的に行われるよう、刑事施設等、保護観察所及び地域生活定着支援センターの適切な役割分担の在り方を検討すること。

## (3) 地域社会に対する理解促進のための取組の推進について

特別調整対象者を受け入れる福祉施設の増加や刑事施設等における独自調整の円滑化を図るためには、地方公共団体や福祉施設等に対して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者等の地域社会への定着に向け、特別調整の制度の理解を促進する働き掛けを行うことが重要であり、地域生活定着支援センターは、各地域において、福祉関係者に対するシンポジウムの開催、地域住民を対象に説明会等を実施し、制度の理解に努めているところであるが、さらに、次の事項について、それぞれの組織の実情を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。

ア 法務省は、地方公共団体及び民間福祉団体に対して刑務所出所者等の福祉的支援に対する理解・協力を求める働き掛けを行うこと。

イ 法務省は、地方公共団体及び民間福祉団体との連携（地方公共団体や民間福祉団体職員に対する矯正施設見学説明会等の機会の提供等を含む。）について、検討を進めること。

## 第3 フォローアップ

当分の間、本申し合わせに基づく関係省庁、地方公共団体、関係機関等の取組の状況について、法務省が関係省庁の協力を得て少なくとも年1回フォローアップを行う。